

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和3年11月18日(2021.11.18)

【公開番号】特開2021-37956(P2021-37956A)

【公開日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【年通号数】公開・登録公報2021-013

【出願番号】特願2020-201234(P2020-201234)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/803 (2018.01)

A 4 7 C 7/38 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/803

A 4 7 C 7/38

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月5日(2021.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートバックフレームと、

該シートバックフレームの上方に設けられたヘッドレストと、

該ヘッドレストを支持するピラーと、

該ピラーを前記シートバックフレームに取り付ける取付部材と、を有する乗物用シートであって、

前記ピラーは、前記取付部材と前記シートバックフレームとの間に配置されており、

前記取付部材は、前記ピラーを保持する保持部と、前記シートバックフレームに取り付けられる固定部と、を有し、

前記保持部には、開口部が形成されており、

該開口部は、前記ピラーのうち前記取付部材の前記保持部に保持されている部分が延伸する延伸方向に沿って延伸し、

前記開口部の縁部分に、前記ピラーと前記取付部材とを接合する溶接ビードが形成されていることを特徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記取付部材は、シート左右方向において異なる位置に設けられた2個以上の取付部材を有し、

前記2個以上の取付部材の少なくとも2個を連結する、1本のワイヤ部材からなる連結部材が設けられ、

前記取付部材の下端部には、後方に向かって延在し、前記ピラーの下端部を下方から覆う下方カバー部が設けられ、

前記連結部材は、前記下方カバー部に溶接されていることを特徴とする請求項1に記載の乗物用シート。

【請求項3】

前記連結部材は、

シート前後方向に延出する左右の第一延出部と、

シート左右方向に延出し、前記左右の第一延出部を連結する第二延出部と、を備え、

前記左右の第一延出部の各々の長さは、前記第二延出部の長さよりも短いことを特徴とする請求項2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

前記2個以上の取付部材の少なくとも1つは、シート左右方向に離間して配置された左の固定部を有し、

前記連結部材は、正面視において前記左右の固定部の少なくとも一方と上下方向で重なる位置に配置されていることを特徴とする請求項2に記載の乗物用シート。

【請求項5】

シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、

前記取付部材は、前記ストライカーパー部材を取り付けるストライカーパー取付壁部を有し、

前記ストライカーパー取付壁部は、前記保持部よりもシート前後方向における後側に位置していることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【請求項6】

シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、

前記取付部材は、前記ストライカーパー部材を取り付けるストライカーパー取付壁部を有し、

前記固定部は、前記ストライカーパー取付壁部よりもシート前後方向における後側に位置していることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【請求項7】

シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、

前記ストライカーパー部材は、前記ピラーと離間した位置で前記取付部材に固定されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【請求項8】

シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、

前記ストライカーパー部材は、前記ピラーと当接して前記取付部材に固定されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【請求項9】

シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、

前記ストライカーパー部材は、

前記シートバックフレームの後側に配置された環状部と、

前記シートバックフレームの前側に配置され、前記取付部材の後面に溶接されている端部と、

を備えることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記課題は、本発明の乗物用シートによれば、シートバックフレームと、該シートバックフレームの上方に設けられたヘッドレストと、該ヘッドレストを支持するピラーと、該ピラーを前記シートバックフレームに取り付ける取付部材と、を有する乗物用シートであって、前記ピラーは、前記取付部材と前記シートバックフレームとの間に配置されており、前記取付部材は、前記ピラーを保持する保持部と、前記シートバックフレームに取り付けられる固定部と、を有し、前記保持部には、開口部が形成されており、該開口部は、前記ピラーのうち前記取付部材の前記保持部に保持されている部分が延伸する延伸方向に沿

って延伸し、前記開口部の縁部分に、前記ピラーと前記取付部材とを接合する溶接ビードが形成されていることにより解決される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、前記取付部材は、シート左右方向において異なる位置に設けられた2個以上の取付部材を有し、前記2個以上の取付部材の少なくとも2個を連結する、1本のワイヤ部材からなる連結部材が設けられ、前記取付部材の下端部には、後方に向かって延在し、前記ピラーの下端部を下方から覆う下方カバー部が設けられ、前記連結部材は、前記下方カバー部に溶接されていると好ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、前記連結部材は、シート前後方向に延出する左右の第一延出部と、シート左右方向に延出し、前記左右の第一延出部を連結する第二延出部と、を備え、前記左右の第一延出部の各々の長さは、前記第二延出部の長さよりも短いと好ましい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、前記2個以上の取付部材の少なくとも1つは、シート左右方向に離間して配置された左右の固定部を有し、前記連結部材は、正面視において前記左右の固定部の少なくとも一方と上下方向で重なる位置に配置されていると好ましい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、前記取付部材は、前記ストライカーパー部材を取り付けるストライカーパー取付壁部を有し、前記ストライカーパー取付壁部は、前記保持部よりもシート前後方向における後側に位置していると好ましい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、前記取付部材は、前記ストライカーパー部材を取り付けるストライカーパー取付壁部を有し、前記固定部は、前記ストライカーパー取付壁部よりもシート前後方

向における後側に位置していると好ましい。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、前記ストライカーパー部材は、前記ピラーと離間した位置で前記取付部材に固定されているとよい。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、前記ストライカーパー部材は、前記ピラーと当接して前記取付部材に固定されているとよい。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、シート前後方向に交差する方向において前記ピラーと異なる位置に設けられたストライカーパー部材をさらに備え、前記ストライカーパー部材は、前記シートバックフレームの後側に配置された環状部と、前記シートバックフレームの前側に配置され、前記取付部材の後面に溶接されている端部と、を備えるとよい。